



福岡医発第490号(地)
平成21年 6月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「消防法の一部を改正する法律」の公布について

今般、「『消防法の一部を改正する法律』の公布について」の通知が、総務省消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名で各都道府県知事宛に発出されるとともに、日本医師会に対しても周知、協力方依頼があった旨、別添のとおり通知がありました。

本改正は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、各都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うこととしたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は本法律が成立・公布されたことを受け、各都道府県知事に対し、法改正の趣旨を示し、周知を求めるものでありますので、今後の具体的な県の対応等については、逐次情報提供をいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



日医発第 204 号（地 I 48）

平成 21 年 5 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



「消防法の一部を改正する法律」の公布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、総務省消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名で各都道府県知事等宛に、「『消防法の一部を改正する法律』の公布について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、先般、消防法の一部を改正する法律が成立・公布されたことを受け、各都道府県知事等に対し、法改正の趣旨を示すとともに、市町村、医療機関や関係団体等への周知を求めるものであります。

法改正により、各都道府県において、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（実施基準）の策定等が行われることになります。また、実施基準等に関する協議等を行うための協議会に関する事項についても定められており、都道府県医師会も、「診療に関する学識経験者の団体の推薦する者」として役員の参画が求められることになります。

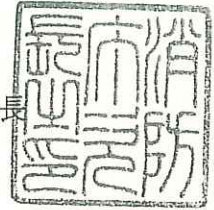
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、協議会への参画や実施基準の策定等についてご高配賜りますようお願い申し上げます。



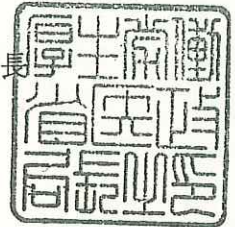
消 防 救 第 9 6 号
医政発第0501002号
平成 2 1 年 5 月 1 日

社団法人日本医師会会長 殿

消 防 庁 次 長



厚生労働省医政局長



「消防法の一部を改正する法律」の公布について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。



消 防 救 第 9 5 号
医政発第0501001号
平 成 2 1 年 5 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事

殿

各政令指定都市市長

消 防 庁 次 長

厚生労働省医政局長

「消防法の一部を改正する法律」の公布について

第171回国会で成立した「消防法の一部を改正する法律」は、平成21年5月1日法律第34号をもって公布されました。

今般の消防法（昭和23年法律第186号）の一部改正は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）、医療機関、関係団体等に対してこの旨周知されるようお願いします。

なお、改正後の消防法第35条の6においては「総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする」とされており、今後、実施基準の策定のためのガイドラインの発出等必要な情報提供をする予定であることを申し添えます。

記

第1 消防法の一部改正

1 目的の改正に関する事項

法の目的に、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを追加するものとしたこと。（第1条関係）

2 実施基準の策定に関する事項

- (1) 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならないものとしたこと。（第35条の5第1項関係）
- (2) 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。（第35条の5第2項関係）
 - ① 傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - ② ①に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - ③ 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - ④ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - ⑤ 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - ⑥ ④及び⑤に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- (3) 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならないものとしたこと。（第35条の5第3項関係）
- (4) 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、5に規定する協議会の意見を聴かななければならないものとしたこと。（第35条の5第4項関係）
- (5) 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとしたこと。（第35条の5第5項関係）

3 総務大臣及び厚生労働大臣の援助に関する事項

総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしたこと。（第35条の6関係）

4 実施基準の遵守等に関する事項

- (1) 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならないものとしたこと。（第35条の7第1項関係）
- (2) 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとしたこと。（第35条の7第2項関係）

5 実施基準に関する協議等を行うための協議会に関する事項

- (1) 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとしたこと。（第35条の8第1項関係）
- (2) 協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとしたこと。（第35条の8第2項関係）
 - ① 消防機関の職員
 - ② 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - ③ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - ④ 都道府県の職員
 - ⑤ 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるものとしたこと。（第35条の8第3項関係）
- (4) 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べるものとしたこと。（第35条の8第4項関係）

第2 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。（附則第1条関係）
- 2 消防組織法（昭和22年法律第226号）について所要の改正を行うものとしたこと。（附則第2条関係）

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「因る被害を軽減し」を「よる被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い」に改める。

第二条第九項中「医療機関をいう」の下に「。第七章の二において同じ」を加える。

第三十五条の五を次のように改める。

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。

都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を

聴かなければならない。

都道府県は、実施基準を定めるときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

前三項の規定は、実施基準の変更について準用する。

第三十五条の十を第三十五条の十三とし、第七章の二中第三十五条の九を第三十五条の十二とする。

第三十五条の八第一項中「において、」の下に「同条中」を加え、同条第二項中「第三十五条の六第二項」を「第三十五条の九第二項」に改め、同条を第三十五条の十一とする。

第三十五条の七第一項中「第二条第九項に規定する」を削り、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の六第一項中「行なつて」を「行つて」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に、「行なわれて」を「行われて」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十五条の九とする。

第三十五条の五の次に次の三条を加える。

第三十五条の六 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。

医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第三十五条の八 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 消防機関の職員

二 医療機関の管理者又はその指定する医師

三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

四 都道府県の職員

五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

第三十六条の三第一項中「第三十五条の七第一項」を「第三十五条の十第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（消防組織法の一部改正）

第二条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」の下に「ほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う」を加える。

第二十九条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

消防法の一部を改正する法律案新旧対照表
○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第二条 この法律の用語は左の例による。 ②③⑧ 略 ⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において	第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第二条 この法律の用語は左の例による。 ②③⑧ 略 ⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。）。その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において

、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。
）をいう。

第七章の二 救急業務

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

② 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準

二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。
）をいう。

第七章の二 救急業務

第三十五条の五 削除

四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

③ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。

④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

⑤ 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

⑥ 前三項の規定は、実施基準の変更について準用する。

第三十五条の六 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。

② 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第三十五条の八 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

② 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 消防機関の職員

二 医療機関の管理者又はその指定する医師

三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

四 都道府県の職員

五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

③ 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

④ 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

第三十五条の九 都道府県知事は、救急業務を行つていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見を聴いて、救急業務を行つている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行うことができる。

② 都道府県は、救急業務を行つていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行われている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行つていない市町村の意見を聴いて、当該救急業務を行うものとする。この場合において、当該救急業務に従事する職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

第三十五条の十 救急隊員は、緊急の必要があるときは、
傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

② 略

第三十五条の十一 第二十七条の規定は、救急隊について準用する

第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なっている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

② 都道府県は、救急業務を行なっていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行なわれている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行なっていない市町村の意見をきいて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の適用については、消防職員とする。

第三十五条の七 救急隊員は、緊急の必要があるときは、
九項に規定する傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

② 略

第三十五条の八 第二十七条の規定は、救急隊について準用する

。この場合において、同条中「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

② 消防組織法第三十九条の規定は、第三十五条の九第二項の規定により都道府県が救急業務を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十九条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十五条の十二 略

第八章 雑則

第三十五条の十三 略

第三十六条 略

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の十第一項の規定により市町村が行

。この場合において、同条中「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

② 消防組織法第三十九条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十九条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三十五条の九 略

第八章 雑則

第三十五条の十 略

第三十六条 略

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の七第一項の規定により市町村が行

う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならぬ。

②・③ 略

う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならぬ。

②・③ 略

改 正 案	現 行
（消防の任務） 第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。 （都道府県の消防に関する事務） 第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 略 十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項 十一 略 十二 略 十三 略	（消防の任務） 第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。 （都道府県の消防に関する事務） 第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一 九 略 十 略 十一 略 十二 略